

# 交付税及び譲与税配付金特別会計

## 特別会計の設置等に関する情報

### 交付税及び譲与税配付金特別会計の目的

交付税及び譲与税配付金特別会計は、昭和 29 年に国税の一定割合を一定の基準に基づき地方公共団体に交付するため地方交付税及び地方譲与税制度が創設されたことに伴い、設置された特別会計です。この会計は、特定の事業の収支を経理するいわゆる事業特別会計とは異なり、地方交付税、地方特例交付金及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にするために設けられているいわゆる整理区分特別会計です。

また、交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を明確にするため、当分の間、この会計で経理することとし、「交付税及び譲与税配付金勘定」と「交通安全対策特別交付金勘定」の 2 つの勘定を設けています。

### 交付税及び譲与税配付金特別会計が経理している内容

#### ( 1 ) 地方交付税

地方交付税法等に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税 5 税の一定割合等を原資として、地方団体へ交付

#### ( 2 ) 地方特例交付金

##### 地方特例交付金

児童手当の拡充に伴う費用（平成 19 年度にあっては、乳幼児加算分を含む）についての地方団体の負担の増大に対処するため、地方公共団体に交付

##### 特別交付金

恒久的減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金に代わるものとして、地方公共団体に交付

#### ( 3 ) 地方譲与税譲与金

地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量譲与税及び特別とん税の収入の全部又は一部を地方団体に譲与

#### ( 4 ) 交通安全対策特別交付金

交通反則金を原資として地方団体へ交付

交付税及び譲与税配付金勘定についてはこちらを参照下さい。

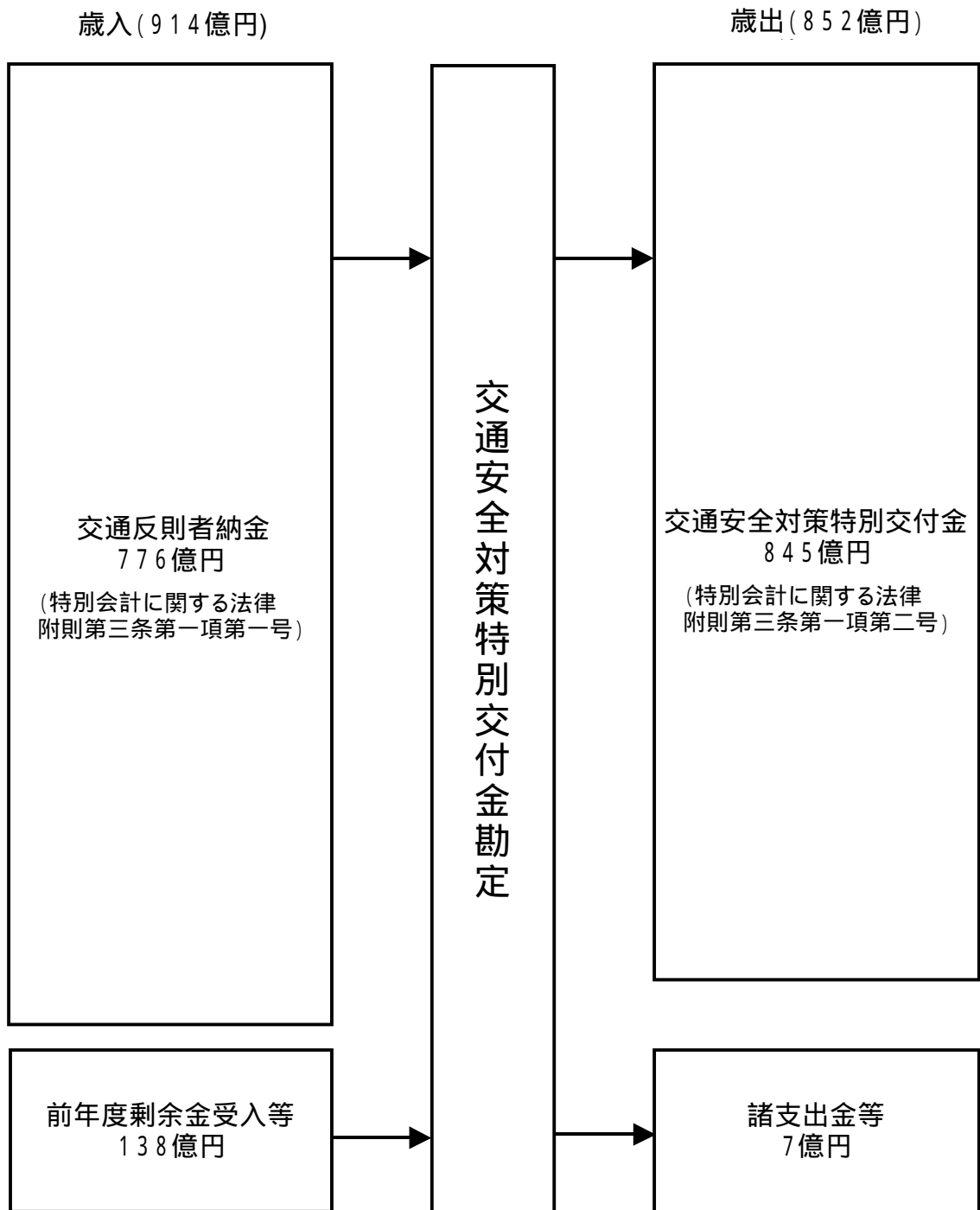
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_04/yosan/tokubetsu.html](http://www.soumu.go.jp/menu_04/yosan/tokubetsu.html) (総務省ホームページへ)

「交通安全対策特別交付金」についての問い合わせ先

警察庁交通局交通企画課企画調査係

TEL 03-3581-0141(内線)5063

交通安全対策特別交付金勘定の資金フロー(平成19年度予算)



(注) 歳入と歳出の差額 62億円 平成20年度の交通安全対策特別交付金財源となる。

お問い合わせ先  
警察庁長官官房会計課予算係  
TEL 03-3581-0141(内線)2224

予算に関する情報

平成19年度予算(交通安全対策特別交付金勘定)

・歳入歳出予算の概要

(単位:百万円)

歳 入		歳 出	
交通反則者納金	77,596	交通安全対策特別交付金	84,512
前年度剰余金受入	13,780	諸支出金	623
雑収入	61	通告書送付費支出金	588
預託金利子収入	61	賠償償還及払戻金	35
小切手支払未済金収入	1	予備費	100
合 計	91,437	合 計	85,235

(注1) 各計数は、単位未満を四捨五入等したものであり、合計数が一致しない場合がある。

(注2) 歳入と歳出の差額 6,202百万円については、平成20年度の交通安全対策特別交付金の財源となる。

お問い合わせ先  
警察庁長官官房会計課予算係  
TEL 03 - 3581 - 0141(内線)2224

決算に関する情報

平成19年度決算（交通安全対策特別交付金勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳入		歳出	
交通反則者納金	76,504	交通安全対策特別交付金	82,373
前年度剰余金受入	11,986	諸支出金	557
雑収入	93	通告書送付費支出金	538
預託金利子収入	92	賠償償還及払戻金	18
小切手支払未済金収入	0	予備費	-
合計	88,584	合計	82,930

百万円未満を切り捨てて計算しているため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5,654 百万円

（剰余金が生じた理由）

道路交通法附則第18条の規定により、平成19年度に交付する交通安全対策特別交付金は、平成19年3月から平成20年2月までの期間の収納に係る交通反則者納金等を基礎として交付することとされており、平成20年3月に収納された交通反則者納金については、平成20年度9月期の交通安全対策特別交付金として交付すべき額とされているため。

道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

附 則

（交付の時期及び交付時期ごとの交付額）

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九 月	前年度の三月及び当該年度の四月から八月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からこれらの期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額
三 月	当該年度の九月から二月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金相当額を控除した額に相当する額を基礎として政令で定める額

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

( 剰余金の処理の方法 )

特別会計に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、全額を翌年度の歳入に繰入れ

お問い合わせ先

警察庁長官官房会計課決算係

TEL 03-3581-0141 ( 内線 ) 2237